

平成30年4月3日

平成30年度 学校経営方針

北九州市立八幡西特別支援学校

校長 相良 勝弘

I 教育目的

本校の教育は、教育基本法及び学校教育基本法等に基づき、肢体不自由及び病弱を主障害とする児童生徒に対して公教育を行う。

II 教育目標

児童生徒の健康面・安全面に配慮することを教育活動の基盤とする。その上で、病気や障害のある児童生徒にその特性と能力に応じた教育を実施し、可能な限り社会参加・自立を目指し、生涯にわたって生きがいをもって生活できるよう、個性を伸ばし、生きる力の育成を図る。

1 目指す児童生徒像

- ① 明るく、元気な子ども
- ② 自分を大切にし、豊かな心と強い意志をもつ子ども
- ③ 自分で考え、進んで行動する子ども

2 目指す教師像

- ① 児童生徒の理解と自己研鑽に励み、深い人間観をもつ教師
- ② 児童生徒に学び、児童生徒や保護者と共感しあえる教師
- ③ 教育公務員として、保護者や地域から信頼される教師

3 目指す学校像

- ① 一人一人のよさを生かした、明るく楽しい学校
- ② 生きることのすばらしさを学びあう学校
- ③ 関係機関と連携し、信頼と責任、協力協働を基盤とした開かれた学校

III 学校経営の基本方針

- 1 児童生徒の安全や健康状態の維持・増進に努める。
- 2 学校教育目標達成のため、教職員の組織力を高め、課題解決を図る校務分掌組織を編制する。
- 3 児童生徒一人一人の発達段階や障害の特性等に応じ、手厚くきめ細かな教育を行うため、PDCAサイクルを重視した教育課程の編成と実践に努める。
- 4 生き方指導を重視した進路指導を行うため、キャリア教育の視点から小・中・高等部での連続性・系統性のある一貫した教育に努める。
- 5 学校管理下での事故防止に努め、危機管理における体制を充実し、安心できる教育環境の整備に努める。
- 6 肢体不自由教育に関する教職員一人一人の専門性を高め、指導力の向上を図るため、組織的・計画的な研修を実施する。

- 7 地域に開かれた学校づくりを進めるため、地域の教育力の活用、学校開放、地域への情報発信を積極的に行い、家庭及び関係機関、地域との連携を促す。
- 8 地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮するため、本校の特色を生かした支援体制を整備する。
- 9 学校経営の課題解決を図るため、適切な学校自己評価・学校関係者評価を行い、公表する。

IV 本年度の目標と方策

1 重点目標と方策

- (1) 児童生徒の実態に応じた安全な給食指導を行うため、摂食機能に関する実態把握に基づいた給食指導の内容・方法を工夫する。なお、食形態の変更やアレルギー除去食の決定については給食指導委員会で判断する。

保護者、担任、養護教諭、看護師が十分に連携した医療的ケアの実施に努める。

※1 緊急事態発生時の対応について研修を深め、対応マニュアルに基づき適切に対応する。

- (2) 自校の教育課題解決に向け、校務分掌組織の有効性を検討・改善し、組織的・機動的な学校運営体制を確立する。
- (3) 学習指導要領を踏まえ、児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、能力や特性及び地域の特色などを生かした教育課程を編成するとともに、指導方法の工夫・改善を行い、適切な評価に努める。

※2 新学習指導要領への対応 主題研究の充実

- (4) 小学部からのキャリア教育及び進路指導の全体計画を作成し、小・中・高等部の連続性・系統性のある一貫した進路指導を行い、生徒が進路を主体的に選択・決定できる力を養う。

高等部においては、産業現場等における実習の充実を図るとともに、各教科等の指導との関連の在り方について検討する。また、個別移行支援計画の作成及び保護者・関係機関と連携した支援者会議の充実を図る。

- (5) 教員が協力し合い、児童生徒の事故を防ぎ、安全を確保するとともに、安全点検を徹底し、修繕箇所を早期改修に努める。

ヒヤリハット事例の周知と防止策の確認を確実に行うとともに、児童生徒の安全に対する意識・技能を育成する。

- (6) 肢体不自由教育に関する研修（授業研究、演習型研修等）を計画的に実施し、自立活動に関する専門性や教員の授業力向上を図る。

外部専門家の専門的助言を活用し自立活動の指導内容・方法の充実に努めるとともに、外部専門家、自立活動係等の関係分掌、担当教員が連携したケース会議の充実を図る。

※3 総合療育センター西部分所との連携 外部専門家と連携した体系的な研修の実施 人材育成

校外研修（学校視察や教育センター研修、九肢研等）で得た情報を校内で報告し、情報の共有化・蓄積を図る。また、日々の実践を記録（実践記録、研究紀要、教育研究論文等）としてまとめ、実践を引き継ぐ。

- (7) 授業参観や保護者懇談会及び日常の連絡などを通して、教育活動に対する保護者との共通理解をさらに深める。

近隣の小・中学校等や関係機関との連携を深め、地域の教育力活用や学校見学、学校開放等を積極的に行う。

※4 心のバリアフリー推進事業の実施 大原小学校との地域校交流の充実

- (8) 学校ホームページや学校開放週間、日々の授業公開、掲示・展示の工夫などにより、本校教育及び支援機能に関する情報発信を積極的に行う。

全市や西部地区特別支援教育広域連携協議会の一員として、全市の特別支援学校や関係機関と連携し、本校の特徴・特性を生かした地域支援を行う。

※5 通常学級に在籍する肢体不自由児童生徒への支援

- (9) 前年度の学校自己評価及び関係者評価等の結果を学校経営改善に生かす。

2 各教科等の指導における目標と方策

(1) 自立活動の指導

・「自立活動の時間における指導」や「教育活動全体を通して行う指導」が効果的に行われるよう、保護者や関係機関と連携した実態の的確な把握、指導目標や指導内容の明確化による個別の指導計画を作成する。個別の指導計画に基づく授業を行い、児童生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に努める。

・児童生徒の持てる能力を最大限に伸張するため、教材教具や支援機器の開発・活用を進める。

(2) 教科の指導

・各課程における各教科の指導目標・内容を示し、指導の充実を図る。

・教育課程の実施状況を的確に把握し、適正な年間授業時数を確保する。

・個に応じた指導の充実を図るため、チーム・ティーチングなど指導方法を工夫する。

・目標と指導過程及び評価の一貫性を図り、指導と評価の一体化を図る。

(3) 道徳の指導

・各教科、特別活動、自立活動等との関連を密にしながら、道徳の年間指導計画に基づいて指導を行う。

(4) 特別活動の指導

・児童会・生徒会については、児童生徒の実態に応じて指導のねらいを明確にして、計画的に自発的・自治的な活動の展開に努める。

・学級活動等については、児童生徒の実態に応じ、各教科、道徳、自立活動等の関連を明確にして、年間指導計画をもとに題材や指導法の工夫に努める。

(5) 教科等の指導

・児童生徒の実態に基づく単元設定や指導内容・方法の工夫・改善に努める。

(6) 交流及び共同学習※

・本校児童生徒の教育的ニーズや地域及び学校の実態等に応じ、地域社会や学校相互の連携を深め、近隣の学校や児童生徒の居住地の学校との交流活動など、多様な交流及び共同学習を適切に推進する。

V 働き方改革について

在校時間の削減と日々の業務の見直し

子どもと向き合う時間を確保するための工夫